

離婚をめぐる母子保健学的研究

石井哲夫,* 網野武博,* 権平俊子,* 望月武子,* 山本清恵*
神田久男,* 吉川政夫,* 稗田涼子,* 加藤博仁,* 野田雅子*
森本照雄,** 石橋悦子,** 福島一雄,** 枋尾 勲,**** 山本 保****

見出し語：情緒障害、離婚、母子関係

I 離婚予防にかかわる家族援助の実践的研究

1. はじめに

愛育研究所第12プロジェクトチームでは、目下我国において潜在的に深刻化してきている家族の「きずな」の失調という問題（離婚原因の問題）について、愛育相談所の来所事例の検討を通して、その対応策の一助とすべく研究を行ってきた。

本2事例は、当初いずれも子どもの情緒障害をとりあげた主訴によるものであったが、相談が進行するにつれて基本的な母子関係に問題があることが明らかにされたものである。本年度は母子関係の問題内容に視座をおいて考察をすすめることにしたい。そして、本研究は更に包括的な家族機能へと視点がおかれることになる

のである。すなわちこのような母子関係の不全と共に、両親が子どもとのかかわりや認知を共通のテーマとし得ない状況が出来、夫婦関係の分離傾向がもたらされてきていることが予想されるのである。従って母親自身が子どもの相談から、夫婦関係というような問題へと進展していくことになり、この経過において、夫婦関係悪化の予防、あるいは夫婦の人間関係の本質的な相互主体性をはかることが可能と考えられるものである。

2. 事 例

(I) ケース概要：登校拒否、小学校6年女兒（12歳）。両親と2人の妹（5歳・2歳）の5人家族。運動会の徒競走でころんだこと、ブラスバンドのメンバーからはずされたことなどが契機とな

* 日本総合愛育研究所

** 社会福祉法人 嬉泉

*** 共生会希望の家

**** 厚生省児童家庭局

り、翌日から身体の不調を訴え登校しなくなる。家では一日中、手品の本に熱中している。幼い頃から同年齢の子どもの競争場面を回避しようとする傾向が認められたが、同時に2人の妹、ことに7歳年下の次女に対するライバル意識や嫉妬心は強く、何ごとにつけても自己の優位性を主張しようとむきになることが多かった。また、本児によれば、「お母さんはとてもうるさい」、それに「私のこと可哀そうだと思っている」とも言う。

治療の要点：初期の治療で最も印象づけられたのは、姉妹間の激しい心理的葛藤である。母親は家庭を一人できりもりし、子どもには別け隔てなく手をかけて養育してきた。ただ、子ども一人一人の個性を認め、年齢に合った役割を与えたり、気持を理解しようとする配慮には欠けていた。このことは子どもの側からすると、自分が母親に認められているという確信をもつことをかえって困難にしていたといえよう。ここでは、母親から具体的な注目や賞賛のことばをどれだけ得たかが、子どもが自己を実感できる重要な手がかりとなってしまう。したがって、姉妹は母親からの承認をめぐる互いに競い合い、母親から離れることもできないために、年齢相応の自我を獲得するまでには成長していない。本児にとって学校は、この脆弱な自我を傷つける最も危険な場面状況になっていたと考えられる。学校でのちょっとした失敗や競争でさえ、自我を脅やかす耐えがたい事実として、本人の心の中には映ってしまう。

そこで本児に対する治療は、当然、その時時

の感情や欲求をできるだけ自由に表現できるようになることに主眼が置かれた。自信がなく、相手の反応に敏感になっている子どもは、自らの素直な自己表現にはどうしても抑制的である。この点を改善するためには、遊びを媒介にした一対一の治療関係の中で、本児が表現した一つ一つの行動に対し、治療者が何ら評価を加えることなしに受けとめ、対応していくことが必要であることは言うまでもない。同様に、家庭にあってはそれぞれの成員の位置づけと役割の分化が促進されるよう求められた。母親はあまりにも完璧であろうとしすぎた。その結果、子ども達の意識は常に母親に注がれ、家庭内での父親の存在感すらやや希薄になってしまっている。また、長女と次女とでは、本来期待されるべき役割や行動は異なっているはずであるし、親の接し方も違ってこよう。その差異をはっきり認識し、子どもを信用して任せ、その役割期待に添った行動が少しでも認められた時にこそ誉めてあげることにより、子どもは自信を回復し、主体性も発現されるようになるものと考えられる。

(II) ケース概要：登校拒否、小学校3年女児（8歳）会社員の父、ガス検針員をしている母、兄（高2）、姉（中1）の5人家族。4月に給食をいやがり登校をしぶり始める。行ったり、行かなかったりの気ままさに母親が「登校しなくてもよい」というとにわかに甘え、這う、おむつを要求するなどの極端な赤ちゃん返りを示す。末っ子でもあり、家族全員から可愛がられ、友達に対する支配欲や物に対する執着の強さ、及び非常に大人びた面と幼稚さが混在しているこ

とへの戸惑いをのぞけば、むしろ明るく積極的
とっていたわが子の突然の登校拒否は、母親
を混乱させ、続いて起った赤ちゃん返りに不安
をつのらせていた。

所見：本児の持つ生来的な敏感さが、社会適
応の不器用さを生んでいることを、その傾向を
まるで持たない家族、特に母親は理解すること
ができず、育児における自分が可愛がっていれ
ば、当然相手もそう思っているはずという一方
的な考えは、本児の基本的な依存感を満たして
いなかったことが予想される。更にその不安定
さの上に構築された自立は、自分のものとなり
得ぬままに現在に至っている。その不適応感
は年齢と共に顕在化し、4月から変った担任の非
常な枠の強さに、自らの中に支えきれなくなり、
一気に現実からの逃避となってあらわれたもの
と思われる。

治療の概要：まず治療場面でみられた行動は、
友達に対する烈しい攻撃である。この友達は保
育所から一緒に、現在も毎日のように遊び、母
親としては本児が一番気に入っている友達と思
っていただけに、その攻撃ぶりは母親が自分の
認識と本児の気持との間には大きなずれがある
ことに気づくのに非常に有効であった。母親が
自分を理解してくれたという信頼が持てるよう
になると、とげとげしさが減じて来た。しかし、
その間、母親は何度もためされ、それを切り抜
けるための努力に疲れると、本児はすぐそれに
気づき、母親があわてるということがくり返さ
れた。その頃より1日1～2時間登校。はじめ

はその気ままさを許していた担任も、その状態
が長びくといられ、単なるわがままととらえ、
母子にそれを告げたことから再び登校を拒否、
当時の治療場面では友達に変わり、担任が攻撃
の対象となっている。気ままな登校を許してくれ
た担任と、わがままと非難する担任は統合され
ず、担任に対する両極の感情の中で烈しくゆれ
動いているようであった。このような他者の非
難や指示が、自分の行為に対してとは受取れず、
自分の全人格が否定されたとする不安定さが完
全になくなったとは言いがたいが、その後担任
が変ったことによって登校は再開された。現在
まだ本格的治癒を思わせる程の安定感はないが、
登校しているという安心感の中で、母親が本児
の出す種々のサインを適確にとらえ、そのやり
とりを楽しむゆとりを持ったことは、先にあげ
た本児の生来的な社会適応の不器用さを少しづ
つ修正しつつあるようである。

II 情緒障害児に対する親子関係の修復

一情緒障害児短期治療施設の調査研究から一

1. 主旨と目的

本来離婚等を予防することが基本であるが、
現実には両親の離婚等によってパーソナリテ
ィの形成上問題をきたす児童へのアプローチもき
わめて重要である。現在、親の養育機能の失調
や家庭崩壊（離婚等）により、養護性に問題の
ある情緒障害児が確かに増加しつつある。わが
国にはそれらの児童をそのような現実の親子関
係から離して専門的治療を図る情緒障害児短期
治療施設（以下、施設と略す）が12箇所設置さ

れている。

本研究は、親子関係や家族関係の失調や欠如からくる児童の性格や行動の問題を修復し親や家庭の果たすべき養育機能の代替的機能の質的・量的強化を図る上で、施設の担当者がその役割をどの程度果たしているかを明らかにすることを目的とした。

2. 方法

全国12の施設の入所児童全員の生活指導担当職員を対象に調査を行ない、児童に対して具体的にどのようにかかわっているかを知るために、「親子関係診断テスト（親用）」の回答を求めた。それと合わせて、担当児童本人等に関する調査票への回答を求めた。調査法は各施設の施設長に口頭で調査の依頼と説明を行ない、郵送法により、1987年5月～6月に渡って実施した。

3. 結果と考察

1) 12の施設中11施設から回答が得られ、全体の回答数は94名であった（表1参照）。対象児童は表2のとおりである。全体的に入所児童には、①年長化②長期化③問題の重度化と複合化④養護化の傾向がみられた。

2) 図1は施設全体の「親子関係診断テスト」結果のダイアグラムである。この結果は、11施設全体の平均としては児童に対する生活指導担当者の親的立場から評価された場合のかかわり方に問題がなく、施設の生活指導態度が優れていることを示している。

3) 施設の親子関係のかかわり方

図2は施設の生活指導における親子関係的か

かわり方の重視の度合をみた結果である。

親子関係的かかわり方の方針としては、受容的態度すなわち、担当児童の悩みをはじめとする児童の内面世界の理解や共感を促すような接し方を重視している。同時に家庭の養育機能の失調や欠如を補完するかかわり方すなわち、日常生活能力の具体的な形成に指導のねらいがおかれている。

4) 離婚等による親の養育機能の失調や家庭崩壊により情緒障害に至った児童の治療の基本には、以上に述べたような親子関係の修復をめざしたかかわり方が重視されていることが確認された。離婚や崩壊の危機にある家庭では施設の専門的治療のようなかかわり方は望めない場合が多いので、夫婦関係改善のためのアプローチとともに、児童がそのような状況にある家庭に復帰した後のアフターケアもまた施設の役割として重視されねばならないと考えられる。

表1 回答職員 人数

児童指導員	47	94
保母	47	

表2 対象児童 人数

学年	性別	男児	女児	総数
小学生		102	72	174
中学生		87	62	149
計		189	134	323

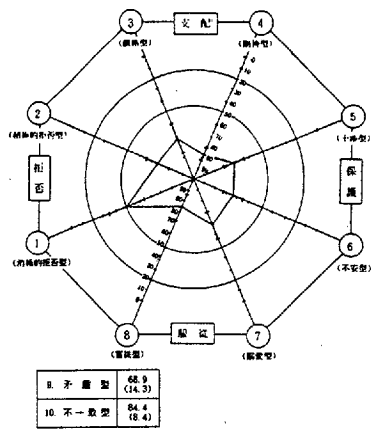


図1 「親子関係診断テスト」結果の施設全体のダイアグラム

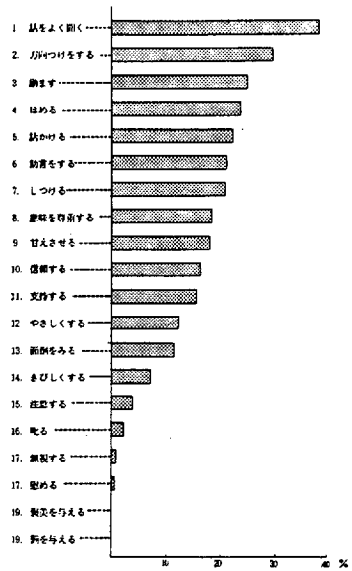
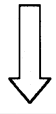
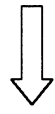


図2 生活指導における親子関係的にかかわり方



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



1.はじめに

愛育研究所第12プロジェクトチームでは、目下我国において潜在的に深刻化してきている家族の「きずな」の失調という問題(離婚原因の問題)について、愛育相談所の来所事例の検討を通して、その対応策の一助とすべく研究を行ってきた。本2事例は、当初いずれも子どもの情緒障害をとりあげた主訴によるものであったが、相談が進行するにつれて基本的な母子関係に問題があることが明らかにされたものである。本年度は母子関係の問題内容に視座をおいて考察をすすめることにしたい。そして、本研究は更に包括的な家族機能へと視点がおかれることになるのである。すなわちこのような母子関係の不全と共に、両親が子どもとのかかわりや認知を共通のテーマとし得ない状況が出来、夫婦関係の分離傾向がもたらされてきていることが予想されるのである。従って母親自身が子どもの相談から、夫婦関係というような問題へと進展していくことになり、この経過において、夫婦関係悪化の予防、あるいは夫婦の人間関係の本質的な相互主体性をはかることが可能と考えられるものである。